



# 第76回 定時株主総会 招集ご通知

**日時** 2023年6月28日（水曜日）  
午前10時

**場所** 大阪市西区北堀江四丁目1番7号  
当社本社 5階 大会議室  
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

 インターネット及び書面による議決権行使期限  
2023年6月27日（火曜日）  
午後5時15分まで

## 目次

招集ご通知	1
事業報告	5
連結計算書類	26
計算書類	30
監査報告書	35
株主総会参考書類	41
第1号議案 剰余金処分の件	
第2号議案 取締役6名選任の件	
第3号議案 監査役2名選任の件	

株主総会にご出席の株主様へお配りしておりましたお土産は取り止めとさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

# 英和株式会社

証券コード 9857

(証券コード：9857)  
2023年6月8日  
(電子提供措置の開始日2023年6月5日)

株 主 各 位

大阪市西区北堀江四丁目1番7号

**英和株式会社**

代表取締役社長 阿部 健治

## 第76回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第76回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、インターネット又は書面の方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただきまして、2023年6月27日(火曜日)午後5時15分までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

<当社ウェブサイト>

[https://eiwa-net.co.jp/toushi/middle\\_strategy2.php](https://eiwa-net.co.jp/toushi/middle_strategy2.php)

また、上記の他、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

<東京証券取引所ウェブサイト>

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東京証券取引所ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「英和」又は「コード」に当社証券コード「9857」(半角)を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

敬 具

## 記

1. 日 時 2023年6月28日(水曜日)午前10時
2. 場 所 大阪市西区北堀江四丁目1番7号  
当社本社 5階 大会議室  
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

### 3. 株主総会の目的事項

- 報告事項**
1. 第76期〔2022年4月1日から  
2023年3月31日まで〕事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
  2. 会計監査人及び監査役会の第76期連結計算書類監査結果報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案** 剰余金処分の件
- 第2号議案** 取締役6名選任の件
- 第3号議案** 監査役2名選任の件

以 上

- .....
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - 書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりませんので、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
    - ・連結計算書類の連結注記表
    - ・計算書類の個別注記表
  - 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
  - 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

# 議決権行使の方法についてのご案内

議決権行使の方法は、以下の方法がございます。株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

## 1. 議決権の行使方法について



### 株主総会にご出席の場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

**開催日時** 2023年6月28日（水曜日）午前10時

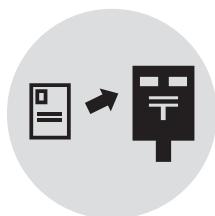


### インターネットにて行使の場合

当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスいただき、議案に対する賛否をご入力ください。

**行使期限** 2023年6月27日（火曜日）午後5時15分入力完了分まで

詳細は、次ページ「インターネットによる議決権行使のご案内」をご覧ください。



### 書面にて行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

**行使期限** 2023年6月27日（火曜日）午後5時15分到着分まで

## 2. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

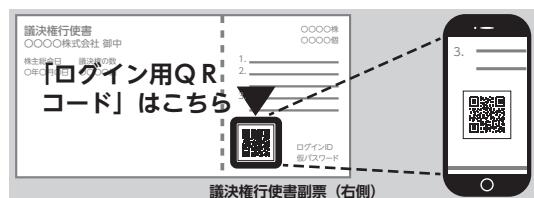
# インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権をご行使される場合は、**2023年6月27日（火曜日）午後5時15分までに**、パソコン又はスマートフォン等から当社の指定する議決権行使サイトにアクセスいただき、画面の案内に従ってご行使いただきますようお願いいたします。なお、当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

## QRコードを読み取る方法

スマートフォン等でQRコードを読み取っていただくことで、ログインID・パスワードの入力が不要になります。

1. 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取ってください。



2. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト

(<https://evote.tr.mufig.jp/>)

1. パソコン又はスマートフォン等から、上記の議決権行使サイトにアクセスしてください。
2. 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力ください。

The screenshot shows the login page of the proxy voting site. It has fields for 'ログインID' (Login ID) and 'パスワード または仮パスワード' (Password or Temporary Password). A 'ログイン' (Login) button is visible. Below the fields, there is a note: 'パスワードを変更する場合は、ログインおよび現在ご登録されているパスワードをご入力ください。' (If you want to change your password, please enter your login ID and the password you are currently registered with.)

入力後、「ログイン」をクリック

3. 「現在のパスワード」と「新しいパスワード」をそれぞれ入力してください。

The screenshot shows the password change form. It has fields for '現在のパスワード' (Current Password), '新しいパスワード' (New Password), and '新しいパスワード(確認用)' (New Password (Confirmation)). A '送信' (Send) button is located to the right of the fields.

入力後、「送信」をクリック

4. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

## ■インターネットによる議決権行使の場合の注意点

- (1) インターネットによる議決権行使は、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。
- (2) パソコン又はスマートフォン等によるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。
- (3) パソコン又はスマートフォン等による、議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は、株主様のご負担となります。

システム等に関する  
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部（ヘルプデスク）  
☎ 0120-173-027（通話料無料） 受付時間 午前9時～午後9時

# 事業報告

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が継続する中、行動制限の緩和により経済活動の正常化が進み、社会・経済活動は緩やかな持ち直しの動きが見られました。しかしながら、長期化するウクライナ情勢をはじめとする地政学的リスクの高まりによるエネルギー価格や原材料価格の高騰、また世界的な金融引き締めが続く中、海外景気の減速懸念による国内景気への影響等、依然として不確実性の高い状況が継続しました。

当社グループの主要販売業界であります化学業界、鉄鋼業界等におきましては、半導体等の部材不足による自動車の生産調整に加え、中国でのゼロコロナ政策による経済の停滞に伴う需要減少により、関連する素材の生産量が減少した他、製造コスト上昇による影響が見られました。その一方で、デジタル技術を活用して生産性や安全性が向上する設備への投資、2050年カーボンニュートラル社会を見据えた新素材の開発やサーキュラーエコノミーへの投資があった他、増加する自然災害に備えた防災・減災やインフラの長寿命化を目的とした国土強靱化対策への堅調な動きが見られたものの、機材や人材の確保が課題となりました。

このような状況下、当社グループにおきましては、2020年4月よりスタートした中期3ヵ年経営計画の最終年度として、経営基本方針に「現場力と組織力の相互強化による更なる飛躍への挑戦」を掲げ、営業組織に小規模な拠点分割に括る「ブロック制」のもと、地域特性や市場特性により即した戦略立案とその迅速な実行を推し進めました。持続可能な社会の実現に向け、少子高齢化を背景に労働人口の減少や働き方改革といった社会課題に加え、気候変動をはじめとする環境問題の解決に、全国展開した営業拠点網を最大活用しながら、重点市場戦略として掲げている既存顧客の深耕営業による競争力強化と、成長性の高い分野への新規顧客開発を更に加速させることに積極的に取り組んでまいりました。

その結果、商品長納期化の影響を受け社会インフラ市場向け特殊車両の販売が減少したものの、コンビナートエリアでの定期修理に伴う更新需要が堅調に推移したことに加え、造船業界、製造用機械・電気機器業界、電力業界向けを中心に販売が伸長したことにより、当連結会計年度の売上高は412億84百万円（前連結会計年度比10.5%増）となりました。また高付加価値営業の強化に取り組んだ結果、採算性も向上し、売上総利益68億34百万円（同11.8%増）、営業利益18億94百万円（同21.3%増）、経常利益19億79百万円（同23.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益13億20百万円（同23.8%増）で増収増益となりました。

当連結会計年度の品目別売上高は次のとおりであります。

区 分	金 額 (百万円)	対前連結会計年度 増減率 (%)	構成比 (%)
工業用計測制御機器	19,421	10.3	47.0
環境計測・分析機器	3,466	0.3	8.4
測定・検査機器	1,675	4.6	4.1
産 業 機 械	16,720	13.6	40.5
合 計	41,284	10.5	100.0

#### (工業用計測制御機器)

コンビナート地区において定期修理を契機とする機器の更新需要を取込んだ他、生産性向上や安定稼働を目的とした設備の高度化や予知保全、また安全性の向上につながる投資需要を取込み、各種プロセス制御機器や情報通信機器の販売が増加しました。また、稼働率の高い製造用機械・電気機器、造船業界向けに各種センサーの販売が伸長し、全体でも増加しました。

#### (環境計測・分析機器)

社会の環境意識への高まりを背景に、大気や水質の状況を常時監視する計測機器や分析機器の投資があった他、老朽化する生産設備やインフラ設備の更新需要を取込み、コンビナート地区や社会インフラ市場を中心に水質計・大気分析計・ガス分析計の販売が堅調に推移しました。

#### (測定・検査機器)

高精度で高品質な製品の性能確認や脱炭素化につながる製品開発を目的とした製造用機械・電気機器、自動車関連業界向けに精密測定・検査機器の販売が増加した他、コンビナート地区向けに保全業務の効率化につながる各種デジタル端末の販売があり、全体でも増加しました。

#### (産業機械)

商品長納期化の影響を受け、社会インフラ市場において各種特殊車両の販売が減少しましたが、大型案件の獲得により電力、建設・プラント業界向けに産業機械の販売が大幅に増加した他、稼働率の高い製造用機械・電気機器、造船業界向けに油圧装置やバルブの販売が堅調に推移しました。また、脱炭素社会に向け注目されている水電解やメタネーションの研究に使用される各種評価装置やJARI標準セルの販売も好調に推移し、全体では増加しました。

## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました企業集団の設備投資等の主なものは次のとおりであります。

### ①当連結会計年度中の新設、拡充

- ・当社：サーバー機器入れ替えにより26,700千円の投資を行いました。
- ・子会社：東武機器株式会社において、本社屋の建替えにより57,223千円の投資を行いました（前連結会計年度の投資額を含めた投資総額は204,871千円）。

### ②重要な固定資産の売却、撤去、滅失

- ・当社：該当事項はありません。
- ・子会社：東武機器株式会社において、本社旧社屋の撤去に伴う固定資産除却損を9,552千円計上しました。

## (3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

##### ①経営環境

当社グループを取り巻く経営環境は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が5類に移行されたことにより、社会活動への制約がほぼ解消され、経済の活性化が期待されますが、インフレ加速に対する欧米での金融引き締め、ウクライナ情勢の長期化によるエネルギー価格や原材料価格の高騰等、海外情勢の動向や景気の先行きについては予断を許さない状況が継続するものと予想されます。また気候変動問題やSDGs（持続可能な開発目標）をはじめとする社会課題に対する企業の責任も大きく高まってきております。

プラントや工場内で使用される工業用計測制御機器の国内市場については成熟化が進むものの、少子高齢化に伴う労働人口の減少を背景に、デジタル技術を活用した生産性向上や効率化につながるデジタルトランスフォーメーション(DX)への取組みの他、労働環境を改善する働き方改革や技能継承への対応が求められています。また、2050年カーボンニュートラル社会実現に向けた新技術開発のための研究開発投資、安心・安全・品質の向上につながる投資、増加する自然災害に対する防災・減災、国土強靱化に関連する投資需要も見込まれます。一方、お客様のニーズは多様化し、モノ売りからコト売りへの変革に対応する提案力も求められることから、お客様視点に立った営業力が重要になる等、今後も変化に対応するリスク管理や効率性を含め様々な対応を行っていく必要があります。

##### ②新中期3ヵ年経営計画（2023～2025年度）の策定

このような状況を踏まえ当社グループは、2023年を初年度とする新たな中期3ヵ年経営計画（2024年3月期～2026年3月期）をスタートさせ、経営基本方針「持続可能な成長に向けた5Sの強化【社員(Staff)、スキル(Skill)、戦略(Strategy)、組織(Structure)、システム・制度(System)】」のもと、産業構造と顧客ニーズの変化に対応した強固な経営基盤作りを推し進め、重点施策の確実な実行による持続的な成長と企業価値向上に取り組むことで、計画の最終年度となる2026年3月期に連結売上高450億円、経常利益21億50百万円、自己資本利益率(ROE)10%を目指します。

具体的には、戦略立案機能と実行機能を戦略的目撃機動的に推進するため、社長直轄組織の新設と国内営業組織のブロック体制を再編するとともに、重点施策として既存顧客への深耕開発と成長ビジネスへの注力を掲げ、新たなビジネスモデルの創造に挑戦してまいります。

## 重点戦略

- ・少子高齢化による労働人口の減少や技能継承の停滞といったお客様の経営課題の解決につながるデジタルトランスフォーメーション(DX)の実現をテーマに、デジタル技術を活用した生産設備の自動化や保全業務の効率化につながる各種センサーや情報通信機器の拡販
- ・カーボンニュートラルやサーキュラーエコノミーへの取組みがグローバルに加速する中、グリーントランスフォーメーション(GX)を推進し、環境負荷低減に資する商品や水素・アンモニアを利活用する先端技術開発分野への各種ソリューションの提供
- ・自然災害に対する防災・減災対策や国土強靱化に関連する道路維持機械・特殊車両や産業機械の拡販
- ・お客様に寄り添った現場密着営業により、顧客ニーズにマッチした新商材の発掘と幅広い商品提案によるクロス・セリングの推進

これらを全国展開した営業拠点網や独立系商社としての強みを活かした提案営業を推進しながら業容の拡大を図っていくとともに、国内市場の縮小に備え、海外との輸出入の拡大やグローバル人材の育成にも努めてまいります。更に、中・長期的観点から企業価値拡大を図るため、取扱い商材の拡充、国内販売体制の強化、成長分野への取組み強化を目的とした企業買収、戦略的提携等も視野に入れ事業を展開してまいります。

### ③サステナビリティに関する取組み

#### 1. 基本方針

当社グループは、創業以来の経営理念である『事業は人なり、人は和なりを原点として事業を通じ会社の繁栄、社員の福祉、株主の利益、取引先との共存共栄の維持向上を図りつつ社会に奉仕貢献すること』を常に意識し、『ものづくりを支える技術総合商社』として時流を捉えながら社会課題に経営資源を傾け、多様な価値の創造に努めてまいります。

今日、世界各地で問題視されている気候変動をはじめとする環境問題や様々な社会課題、また当社グループを取り巻く事業環境における課題に対する取組みを通じ、ステークホルダーとの対話に努めながら、持続可能な社会の実現に貢献するとともに、中長期的な企業価値の向上を目指します。

#### 2. サステナビリティ経営に向けたマテリアリティ（重要課題）

「サステナビリティ基本方針」にもとづき、当社グループのサステナビリティ経営に向けたマテリアリティ（重要課題）は以下のとおりです。

1. 事業を通じ地球環境保全に貢献
2. 多様な人材の育成とワークライフバランスの推進
3. コーポレート・ガバナンスの維持向上

当社グループは、上記の中長期的な経営戦略を踏まえ、子会社各社の事業基盤強化とグループ内シナジーの最大活用により、収益改善と事業拡大に努めてまいります。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第 73 期 2020年 3 月期	第 74 期 2021年 3 月期	第 75 期 2022年 3 月期	第76期 (当連結会計年度) 2023年 3 月期
売 上 高 (百万円)	37,682	39,159	37,378	41,284
経 常 利 益 (百万円)	1,765	1,791	1,608	1,979
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	1,127	1,164	1,067	1,320
1 株当たり当期純利益 (円)	178.09	184.01	168.61	208.71
総 資 産 (百万円)	25,628	27,773	28,398	31,606
純 資 産 (百万円)	10,750	11,875	12,775	13,969
1 株当たり純資産額 (円)	1,698.62	1,876.43	2,018.70	2,207.34
自己資本利益率 (ROE) (%)	10.9	10.3	8.7	9.9

(注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を控除して算出しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を2022年3月期の期首から適用しており、2022年3月期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
双葉テック株式会社	99,650千円	100.0%	計測・制御機器、油・空圧機器の製造
東武機器株式会社	45,000千円	100.0%	計測・制御機器等の販売及び電気・計装工事の設計並びに施工
英和双合儀器商貿 (上海) 有限公司	300,000千円	100.0%	計測・制御機器等の販売及び輸出入

(注) 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社3社であります。

## (7) 主要な事業内容

当社グループは、下記商品群を中心とする工業用機械設備等の国内販売（一部製造販売）及び輸出入の業務を行っております。

区 分	商 品 群
工業用計測制御機器	工業用センサー、制御機器、受信機器、情報通信・変換機器、その他の工業用計測制御機器
環境計測・分析機器	水質・ガス・大気分析機器、気象観測機器、振動・騒音・臭気測定機器
測定・検査機器	形状検査・試験機器、非破壊検査・試験機器、材料検査・試験機器、その他の測定・検査機器
産 業 機 械	油・空圧装置、ポンプ・バルブ機器、計量装置、道路維持機械、廃棄物処理・再資源化設備、エネルギー関連設備、大気汚染・水質汚濁防止装置、その他の産業機械

**(8) 主要な営業所及び工場**

(当社)

名称	所在地	店舗数	所在地	店舗数	所在地	店舗数
本社	大阪府大阪市		—	—	—	—
東京本社	東京都品川区		—	—	—	—
営業所	北海道	2	青森県	1	秋田県	1
	宮城県	1	栃木県	1	茨城県	3
	新潟県	2	群馬県	1	埼玉県	1
	千葉県	1	神奈川県	2	静岡県	1
	富山県	1	愛知県	1	三重県	1
	滋賀県	1	兵庫県	2	岡山県	1
	香川県	1	愛媛県	1	広島県	2
	山口県	1	福岡県	1	大分県	1
	熊本県	1				
出張所	和歌山県	1	長崎県	1		

(子会社)

双葉テック株式会社	大阪府堺市
東武機器株式会社本社	宮城県仙台市
英和双合儀器商貿 (上海) 有限公司	中華人民共和國 上海市

(9) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度比増減
367名	10名増

(注) 従業員数は、就業人員数（グループ外から当社グループへの出向者を除き、当社グループからグループ外への出向者を含む。）であり、臨時従業員数（年間の平均人員）93名は含んでおりません。

(10) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	200,000千円
株式会社三井住友銀行	150,002千円
株式会社七十七銀行	150,000千円
株式会社百十四銀行	140,000千円
日本生命保険相互会社	100,000千円

## 2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 20,710,800株

(2) 発行済株式の総数 6,470,000株

(3) 株 主 数 3,965名

### (4) 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持株比率
光 通 信 株 式 会 社	473,400株	7.48%
東 京 計 器 株 式 会 社	246,840株	3.90%
阿 部 健 治	227,580株	3.60%
長 野 計 器 株 式 会 社	206,600株	3.26%
株 式 会 社 エ ス ア イ エ ル	171,600株	2.71%
阿 部 和 男	169,800株	2.68%
株 式 会 社 U H P a r t n e r s 2	168,000株	2.65%
株 式 会 社 百 十 四 銀 行	165,188株	2.61%
阿 部 英 男	157,466株	2.49%
英 和 社 員 持 株 会	157,214株	2.48%

(注) 持株比率は、自己株式 (141,211株) を控除して算出し、小数点第3位以下を四捨五入して表示しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
阿部健治	代表取締役社長	
阿部吉典	取締役副社長（営業本部長）	
佃雅夫	取締役常務執行役員（管理本部長）	
河野督	取締役	
玉置崇久	取締役執行役員（営業副本部長）	
加藤信義	取締役執行役員（営業副本部長）	
大熊裕明	取締役	
岡野喜子	取締役	
萩原典生	常勤監査役	
仲林信至	監査役	
角本武	監査役	角本武税理士事務所代表

(注) 1. 地位及び担当は、2023年3月31日現在で記載しております。

2. 大熊裕明氏及び岡野喜子氏は、社外取締役であります。なお、両氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生ずるおそれのない独立役員であります。

3. 仲林信至氏及び角本武氏は、社外監査役であります。なお、両氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生ずるおそれのない独立役員であります。

4. 社外監査役角本武氏は税理士資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

5. 2023年4月1日付をもって、以下のとおり取締役の地位及び担当を一部変更しております。

氏名	地位及び担当
阿部吉典	取締役副社長
佃雅夫	取締役
玉置崇久	取締役執行役員（管理本部長）
加藤信義	取締役執行役員（営業本部長）

<ご参考> 当社の執行役員制度により、取締役を兼務しない執行役員（1名）は以下のとおりであります。

氏 名	地 位 及 び 担 当
安 田 敬 信	執行役員（経理部長 兼 総務部長）

（注） 地位及び担当は、2023年3月31日現在で記載しております。

## （2）責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役大熊裕明氏及び岡野喜子氏、監査役萩原典生氏、仲林信至氏、角本武氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金100万円又は法令の定める最低限度額のいずれか高い額としております。

## （3）役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は、当社及び当社子会社の会社法上の取締役、監査役及び執行役員制度上の執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。被保険者が業務遂行に起因して損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。

#### (4) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、2021年2月18日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりであります。

##### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の継続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬と業績連動報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み基本報酬のみを支払うこととしております。

##### ② 基本報酬の個人別の報酬等の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

##### ③ 業績連動報酬の内容及び額の決定に関する方針

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるための業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、業績及び担当分野目標に連動する賞与と、業績及び株価に関する中期目標値に対する達成割合が一定基準を超えた場合にのみ加算する中期インセンティブで構成し、毎年、一定の時期に支給することとしております。目標とする業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて社外取締役を委員長とする任意の報酬諮問委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとしております。

##### ④ 基本報酬の額、業績連動報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の役位別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウエイトが高まる構成とし、任意の報酬諮問委員会において検討を行っております。

取締役会は報酬諮問委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された役位別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬内容を決定することとしております。

業績連動報酬のうち、賞与は役位別報酬額から役位別ウエイトに応じた基本報酬額を除いた額とし、上位の役位ほど目標達成に対する変動幅を大きくしております。中期インセンティブは、中期目標を達成した場合のみ、役位別報酬額に一定の割合を乗じた額を支給しております。

なお、業績連動報酬は、個人別の報酬全体の50%を超えない範囲で支給するものとしております。

##### ⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の報酬等の額については、報酬諮問委員会の答申を受け、取締役会で決議しております。

#### (5) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	
取締役 (うち社外取締役)	193,166 (6,450)	141,316 (6,450)	51,850 (—)	8 (2)
監査役 (うち社外監査役)	18,672 (7,152)	18,672 (7,152)	— (—)	3 (2)
計 (うち社外役員)	211,838 (13,602)	159,988 (13,602)	51,850 (—)	11 (4)

(注) 1. 使用人兼務取締役はおりません。

- 業績連動報酬に係る指標は、連結売上高、連結経常利益、連結ROE、株価等であり、連結売上高、連結経常利益、連結ROEの実績は、「1 (5) 財産及び損益の状況の推移」に記載のとおりです。株価については、当社株価の東証株価指数 (TOPIX) に対する相対上昇率を加味して算定する仕組みとしております。当該指標を選択した理由は、企業の収益力や企業価値を評価する基準として一般的にも定着している適切な指標と考えているためであります。
- 取締役の報酬限度額は、2022年6月28日開催の第75回定時株主総会において、年額310,000千円以内 (うち社外取締役20,000千円以内) と決議しております。当該株主総会最終時点の取締役の員数は、8名 (うち、社外取締役は2名) であります。
- 監査役の報酬限度額は、2006年6月23日開催の第59回定時株主総会において、年額24,000千円以内と決議しております。当該株主総会最終時点の監査役の員数は、3名 (うち、社外監査役は2名) であります。

## (6) 社外役員に関する事項

### ①重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当該他の法人等との関係
監査役	角本 武	角本武税理士事務所	代表	当社と角本武税理士事務所との間に重要な取引関係はありません。

### ②当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	大熊 裕明	当事業年度開催の取締役会20回（臨時のものを含む）のうち19回に出席し、主に経験豊富な経営者の見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、報酬諮問委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会に出席し、客観的立場から当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
取締役	岡野 喜子	2022年6月28日就任後に開催された当事業年度取締役会16回（臨時のものを含む）のうち14回に出席し、主にCSR、企業広報、人事等の見地から、意見を述べるなど議案・審議等につき、当社のガバナンス強化とダイバーシティ推進に向けて必要な発言を適宜行っております。
監査役	仲林 信至	当事業年度開催の取締役会20回（臨時のものを含む）全てに出席、また、当事業年度開催の監査役会13回全てに出席し、主に会社代表者としての経験豊富な見地から、必要に応じて公正な意見の表明を行いました。報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会に出席し、客観的立場から当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
監査役	角本 武	当事業年度開催の取締役会20回（臨時のものを含む）全てに出席、また、当事業年度開催の監査役会13回全てに出席し、主に税理士として税務もしくは財務的な見地から、必要に応じて公正な意見の表明を行いました。報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会に出席し、客観的立場から当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ①公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額（注）

31,000千円
- ②公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額  

一千円
- ③当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額  

31,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

- 2. 監査役会は、会計監査人の報酬等について、前事業年度の監査計画に対する実績の分析及び監査内容に基づき審議を行った結果、当事業年度の監査計画の監査時間、配員計画による報酬額として妥当と判断し、同意しております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会の議案の内容を決定することといたします。

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社と有限責任監査法人トーマツは会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金100万円または法令の定める最低限度額のいずれか高い額としております。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1)業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - i 取締役及び使用人が法令及び定款の遵守を徹底する体制を構築するために、コンプライアンス管理規程を作成するとともに、法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を構築しております。
  - ii 万一、コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容・対処案がコンプライアンス担当取締役を通じ社長、取締役会、監査役会に報告される体制を構築しております。
  - iii 担当取締役は、コンプライアンス管理規程に従い、担当部署にコンプライアンス責任者その他必要な人員配置を行い、且つコンプライアンス管理規程に基づく検証の実施状況を管理・監督し、使用人に対して適切な研修体制を構築し、それを通じて使用人に対し、内部通報制度の周知徹底を図っております。
  - iv 役員行動規範に、反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断することを定め、当該勢力及び団体から不当な要求があった場合には、必要に応じて外部機関（警察、弁護士等）と連携して組織的に取組み、毅然とした対応をとることとしております。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - i 取締役の職務の執行に係る情報・文書（以下、職務執行情報という。）の取扱いについては、当社社内規程「文書管理規程」及びそれに関する各管理マニュアルに従い、適切に保存及び管理（廃棄を含む。）の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程の見直し等を行うこととしております。
  - ii 職務執行情報をデータベース化し、当該各文書等の存否及び保存状況を直ちに検索可能とする体制を構築しております。
  - iii 前2項に係る事務は、リスクマネジメント担当取締役が所管し、i項の検証・見直しの経過、ii項のデータベースの運用・管理について、定期的に取り締役に報告しております。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- i 当社は、代表取締役社長に直属する部署として監査部を設置し、社長がその事務を管掌しております。
  - ii 監査部は、定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検証し、監査実施項目に遺漏なきよう確認し、必要があれば監査方法の改訂を行うこととしております。
  - iii 監査部の監査により法令・定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について、直ちに取締役を委員長とする社内規程「リスクマネジメント管理規程」に基づくリスクマネジメント委員会及び担当部署に通報される体制を構築しております。
  - iv 監査部の活動を円滑にするため、リスクマネジメント管理規程、コンプライアンス管理規程、関連する個別規程（与信管理規程、経理規程等）、各種要領、マニュアルなどの整備を各部署に求め、また、監査部の存在意義を全使用人に周知徹底し、損失の危険を発見した場合には、直ちに監査部に報告するよう指導しております。
  - v リスクマネジメント委員会は、リスクマネジメント管理規程の整備、運用状況の確認を行うとともに、使用人に対する研修等を企画実行しております。
- ④ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
- i 経営計画のマネジメントについては、経営理念を機軸に策定される中期3ヵ年経営計画及び年度計画に基づき、各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動することとしております。また、経営目標が当初の計画通りに進捗しているかについては、経営戦略会議又は専門部会の業績報告を通じて定期的に検査を行っております。
  - ii 業務執行のマネジメントについては、当社は任意の執行役員制度を採用しており、取締役会規程により定められている事項及びその付議基準に該当する事項については全て取締役会に付議することを遵守させ、その際には経営判断の原則に基づき事前に議題に関する十分な資料が全取締役及び全監査役に配布される体制をとるものとしております。
  - iii 日常の取締役の職務執行が適正・効率的に行われるように、その業務執行の決定・プロセスの効率性については取締役会で十分な検証を行った後、職務権限規程、業務分掌規程等により権限の委譲が行われている事項について執行を指示し、各レベルの責任者が意思決定ルールにより業務を遂行することとしております。

- ⑤ 当社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- i 子会社の業務執行について決裁ルールの整備を行う他、経営の重要な事項に関しては、関係会社管理規程に基づき、当社の事前承認又は当社への報告を求めるとともに、当社の事業管理関連部門等が子会社から事業計画等の報告を定期的に受け、業務の適正性を確保しております。
  - ii 当社は、リスクマネジメント管理規程に基づき、各子会社を当社の1部署と考え、四半期ごとに、直接リスクマネジメント委員会の担当者が子会社のリスク情報の有無を監査することで、当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理しております。
  - iii リスクマネジメント委員会は、子会社に損失の危険が発生し、これを把握した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響等について、当社の取締役会及び担当部署に報告される体制を構築しております。
  - iv 当社と子会社との間における不適切な取引又は会計処理を防止するため、リスクマネジメント委員会は、親会社の監査部及び子会社の監査役又はこれに相当する部署と十分な情報交換を行うこととしております。
  - v 当社は、当社グループにおける職務分掌、指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織に関する基準を定め、子会社にこれに準拠した体制を構築させることとしております。
  - vi 適用範囲に子会社を含めた行動規範及び子会社各社においてコンプライアンス管理規程を作成し、当社グループ全ての役職員に周知徹底することで、グループ全体の業務の適正化を図っております。
  - vii 当社及び子会社各社においてコンプライアンス相談窓口を設置し、当社グループ役職員からのコンプライアンス違反行為等に関する相談又は通報を適正に処理することができる体制を構築しております。
  - viii 各子会社の規模や業態等に応じて、適正な数の監査役あるいはコンプライアンス推進担当者を配置するとともに、当社及び子会社の役職員に対し、法令遵守等に関する研修又は情報提供を行い、コンプライアンス意識の醸成を図っております。

- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- i 監査役会がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合には、当該使用人（以下「監査役スタッフ」といいます。）を配置するものとし、配置にあたっては具体的な内容（組織、人数、その他）については、監査役会と相談し、その意見を十分考慮して検討いたします。
  - ii 監査役スタッフの任命・異動については、監査役会の同意を必要といたします。
  - iii 監査役スタッフの人事評価については監査役の同意を必要といたします。
  - iv 監査役は、必要に応じ、監査役スタッフへ調査及び情報収集に関する権限を付与することができることとしております。
- ⑦ 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- i 当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うこととしております。
  - ii 前項の報告・情報提供として主なものは、次のとおりであります。
    - ・ 当社の内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
    - ・ 当社の子会社の監査役及び内部監査部門の活動状況
    - ・ 当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
    - ・ 業績及び業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
    - ・ 内部通報制度の運用及び通報の内容
    - ・ 社内稟議書及び監査役から要求された会議議事録の回付の義務付け
  - iii 当社グループの役職員は、法令等の違反行為等、当社又は当社の子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したとき、直ちにコンプライアンス相談窓口を通じ、直接又は間接的に当社の監査役に対して報告を行うこととしております。
  - iv 当社は、当社の監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止しております。

- ⑧ その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- i 当社の監査体制と内部統制システムの体制との調整を図り、よって当社の監査体制の実効性を高めるため、代表取締役社長を責任者として、管理本部長、財務を担当する取締役等及び監査部長を委員とする監査体制検討委員会を設置し、オブザーバーとして各監査役が参加することとしております。
  - ii 同委員会の委員は、監査の実効性確保に係る各監査役の意見を十分に尊重しなければならないこととなっております。
  - iii 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等を請求したときは、担当部署において審議の上、監査役の職務の執行に必要なないと証明された場合を除き、速やかに前払い費用等を支払うこととしております。
- ⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の基本的計画及び方針」を策定し、これに基づき業務を運用しております。

## (2)業務の適正を確保するための体制の運用状況

- ① 内部統制システム全般
- 当社及びグループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の監査部がモニタリングし、改善を進めております。
- ② コンプライアンス
- 当社は、当社及びグループ各社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、勉強会やeラーニングによる教育を行い、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。
- また、当社は内部通報規程により相談・通報体制を設けており、グループ各社にも開放することでコンプライアンスの実効性向上に努めております。
- ③ リスク管理体制
- リスクマネジメント委員会において、各部門及びグループ各社から報告されたリスクのレビューを実施して全社的な情報共有に努めた他、リスクマネジメント/コンプライアンス委員会において、当該リスクの管理状況について報告しております。
- ④ 内部監査
- 監査部が作成した内部監査計画に基づき、上記①～③を中心に当社及びグループ各社の内部監査を実施しております。

---

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

【 資 産 の 部 】		【 負 債 の 部 】	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>27,584,715</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>16,907,361</b>
現金及び預金	6,487,589	支払手形及び買掛金	7,804,811
受取手形、売掛金及び契約資産	16,249,728	電子記録債務	6,358,542
電子記録債権	2,553,360	短期借入金	150,000
商品及び製品	1,903,183	1年内返済予定の長期借入金	126,664
仕掛品	17,002	未払法人税等	476,897
原材料	45,883	未払消費税等	133,545
その他	329,741	賞与引当金	561,434
貸倒引当金	△1,774	役員賞与引当金	56,310
		リース債務	2,250
		その他	1,236,904
<b>固 定 資 産</b>	<b>4,021,401</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>728,953</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>1,549,677</b>	長期借入金	463,338
建物及び構築物	607,581	退職給付に係る負債	124,664
土地	899,349	リース債務	5,450
リース資産	7,122	その他	135,500
その他	35,624		
<b>無形固定資産</b>	<b>129,211</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>17,636,314</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,342,513</b>	<b>【 純 資 産 の 部 】</b>	
投資有価証券	1,124,275	<b>株 主 資 本</b>	<b>13,528,768</b>
保険積立金	619,856	資 本 金	1,533,400
繰延税金資産	300,016	資 本 剰 余 金	1,567,550
その他	345,465	利 益 剰 余 金	10,478,971
貸倒引当金	△47,099	自 己 株 式	△51,152
		<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>441,033</b>
		その他有価証券評価差額金	196,550
		為替換算調整勘定	38,418
		退職給付に係る調整累計額	206,064
<b>資 産 合 計</b>	<b>31,606,117</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>13,969,802</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>31,606,117</b>

(注) 千円未満は切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		41,284,194
売上原価		34,449,627
<b>売上総利益</b>		<b>6,834,566</b>
販売費及び一般管理費		4,940,437
<b>営業利益</b>		<b>1,894,128</b>
営業外収益		
受取利息及び配当金	20,165	
仕入割引	14,172	
その他	71,236	105,574
営業外費用		
支払利息	2,988	
その他	17,671	20,660
<b>経常利益</b>		<b>1,979,042</b>
特別利益		
投資有価証券売却益	9,517	9,517
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>1,988,559</b>
法人税、住民税及び事業税		709,633
法人税等調整額		△41,938
<b>当期純利益</b>		<b>1,320,864</b>
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>		<b>1,320,864</b>

(注) 千円未満は切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,533,400	1,567,550	9,404,930	△51,127	12,454,753
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△246,823		△246,823
親会社株主に帰属 する当期純利益			1,320,864		1,320,864
自己株式の取得				△25	△25
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					—
当期変動額合計	—	—	1,074,040	△25	1,074,015
当 期 末 残 高	1,533,400	1,567,550	10,478,971	△51,152	13,528,768

(注) 千円未満は切り捨てて表示しております。

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	142,501	27,213	151,520	321,234	12,775,988
当期変動額					
剰余金の配当					△246,823
親会社株主に帰属する当期純利益					1,320,864
自己株式の取得					△25
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	54,049	11,205	54,544	119,799	119,799
当期変動額合計	54,049	11,205	54,544	119,799	1,193,814
当期末残高	196,550	38,418	206,064	441,033	13,969,802

(注) 千円未満は切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

【資産の部】		【負債の部】	
科目	金額	科目	金額
<b>流動資産</b>	<b>25,881,043</b>	<b>流動負債</b>	<b>16,217,879</b>
現金及び預金	5,689,766	支払手形	1,632,336
受取手形	1,158,334	電子記録債務	6,396,622
電子記録債権	2,343,002	買掛金	5,753,061
売掛金	14,652,798	1年内返済予定の長期借入金	126,664
契約資産	32,347	未払金	150,178
商前品	1,774,963	未払費用	101,703
前渡金	150,215	未払法人税等	449,080
前払費用	74,460	未払消費税等	130,273
その他	6,979	前受金	865,037
貸倒引当金	△1,825	預り金	38,730
		賞与引当金	522,000
		役員賞与引当金	51,850
		その他	341
<b>固定資産</b>	<b>4,538,671</b>	<b>固定負債</b>	<b>979,206</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>1,214,974</b>	長期借入金	463,338
建物	393,345	長期未払金	106,910
構築物	9,437	退職給付引当金	407,278
機械及び装置	38	その他	1,680
工具器具及び備品	22,133		
土地	790,020	<b>負債合計</b>	<b>17,197,085</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>125,347</b>	【純資産の部】	
ソフトウェア	112,021	<b>株主資本</b>	<b>13,049,817</b>
その他	13,326	資本金	1,533,400
		資本剰余金	1,567,550
		資本準備金	1,565,390
		その他資本剰余金	2,160
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,198,349</b>	<b>利益剰余金</b>	<b>10,000,020</b>
投資有価証券	1,048,294	利益準備金	114,525
関係会社株式	695,172	その他利益剰余金	9,885,495
関係会社出資金	153,363	買換資産圧縮積立金	26,900
関係会社長期貸付金	70,000	配当平均積立金	410,000
差入保証金	315,133	別途積立金	5,830,000
保険積立金	577,933	繰越利益剰余金	3,618,595
繰延税金資産	385,421	<b>自己株式</b>	<b>△51,152</b>
その他	131	評価・換算差額等	172,811
貸倒引当金	△47,099	その他有価証券評価差額金	172,811
<b>資産合計</b>	<b>30,419,715</b>	<b>純資産合計</b>	<b>13,222,629</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>30,419,715</b>

(注) 千円未満は切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		38,970,712
売 上 原 価		32,659,052
<b>売 上 総 利 益</b>		<b>6,311,660</b>
販売費及び一般管理費		4,590,295
<b>営 業 利 益</b>		<b>1,721,365</b>
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	41,686	
仕 入 の 割 引	11,986	
そ の 他	68,674	122,347
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,225	
そ の 他	8,015	10,241
<b>経 常 利 益</b>		<b>1,833,470</b>
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	9,517	9,517
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>		<b>1,842,987</b>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		647,395
法 人 税 等 調 整 額		△42,618
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>1,238,211</b>

(注) 千円未満は切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	1,533,400	1,565,390	2,160	1,567,550
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
買換資産圧縮積立金の取崩				
配当平均積立金の積立				
別途積立金の積立				
当 期 純 利 益				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—
当 期 末 残 高	1,533,400	1,565,390	2,160	1,567,550

(注) 千円未満は切り捨てて表示しております。

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金					
	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金				利益剰余金 合 計
買 換 資 産 圧 縮 積 立 金		配 当 平 均 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	114,525	28,168	380,000	5,530,000	2,955,938	9,008,631
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当					△246,823	△246,823
買換資産圧縮積立金の取崩		△1,268			1,268	—
配当平均積立金の積立			30,000		△30,000	—
別途積立金の積立				300,000	△300,000	—
当 期 純 利 益					1,238,211	1,238,211
自己株式の取得						—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						—
当 期 変 動 額 合 計	—	△1,268	30,000	300,000	662,656	991,388
当 期 末 残 高	114,525	26,900	410,000	5,830,000	3,618,595	10,000,020

(注) 千円未満は切り捨てて表示しております。

(単位：千円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△51,127	12,058,454	125,156	125,156	12,183,610
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△246,823			△246,823
買換資産圧縮積立金の取崩		—			—
配当平均積立金の積立		—			—
別途積立金の積立		—			—
当 期 純 利 益		1,238,211			1,238,211
自己株式の取得	△25	△25			△25
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)		—	47,655	47,655	47,655
当 期 変 動 額 合 計	△25	991,362	47,655	47,655	1,039,018
当 期 末 残 高	△51,152	13,049,817	172,811	172,811	13,222,629

(注) 千円未満は切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2023年5月18日

英和株式会社  
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ  
大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 千崎 育利

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 岩淵 貴史

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、英和株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、英和株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2023年5月18日

英和株式会社  
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ  
大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 千崎育利

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 岩淵貴史

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、英和株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第76期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、監査部及びその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会、経営戦略会議、リスクマネジメント/コンプライアンス委員会その他重要な会議にオンライン形式も交えて出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等とオンライン形式も交えて意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について適時報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、有限責任監査法人トーマツと協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月19日

英 和 株式会社 監 査 役 会  
常勤監査役 萩 原 典 生  
社外監査役 仲 林 信 至  
社外監査役 角 本 武

以 上

# 株 主 総 会 参 考 書 類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、事業展開を総合的に勘案したうえで、業績向上に伴う利益配当の増額や記念配当を実施し、株主の皆様への利益還元の上向上に努めることを基本方針としています。

上記基本方針に、当事業年度の業績と今後の事業展開等を勘案し、期末配当及びその他の剰余金の処分を以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

##### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株当たりの配当金を、43円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、272,137,927円となります。

これにより、当期の配当金につきましては、中間配当金1株につき10円と合わせまして、1株当たりの年間配当金は53円となります。

##### (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2023年6月29日といたしたいと存じます。

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

##### (1) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 300,000,000円

配当平均積立金 30,000,000円

##### (2) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 330,000,000円

## 第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役会においてより機動的に意思決定が行えるよう2名減員し、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当	属性
1	阿部健治	代表取締役社長	<input type="checkbox"/> 再任
2	阿部吉典	取締役副社長	<input type="checkbox"/> 再任
3	玉置崇久	取締役執行役員（管理本部長）	<input type="checkbox"/> 再任
4	加藤信義	取締役執行役員（営業本部長）	<input type="checkbox"/> 再任
5	大熊裕明	取締役	<input type="checkbox"/> 再任 <input checked="" type="checkbox"/> 社外 <input checked="" type="checkbox"/> 独立
6	岡野喜子	取締役	<input type="checkbox"/> 再任 <input checked="" type="checkbox"/> 社外 <input checked="" type="checkbox"/> 独立

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	あべけんじ 阿部健治 (1945年9月16日生)  再任	<p>1969年4月 当社入社 1983年12月 当社取締役社長室統轄部長就任 1986年6月 当社常務取締役就任 1989年6月 当社専務取締役管理本部長就任 1993年6月 当社代表取締役社長就任 2003年4月 当社代表取締役社長兼CEO就任 2006年4月 当社代表取締役社長就任 (現任)</p> <p>[取締役候補者とした理由] 当社社長として長年経営全般に携わっております。その豊富な経験や知見を取締役として活かすことにより、当社の企業価値向上に資する者として適任であると考え、引続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>	227,580株
2	あべよし典 阿部吉典 (1974年2月25日生)  再任	<p>1996年4月 当社入社 2009年4月 当社経営企画部長就任 2011年4月 当社執行役員経営企画部長就任 2011年6月 当社取締役執行役員経営企画部長就任 2011年10月 当社取締役執行役員営業推進部長就任 2012年4月 当社取締役執行役員営業推進第1部長就任 2013年4月 当社取締役執行役員営業副本部長就任 2015年10月 当社取締役専務執行役員社長補佐就任 2016年6月 当社取締役副社長就任 2017年4月 当社取締役副社長兼営業本部長就任 2023年4月 当社取締役副社長就任 (現任)</p> <p>[取締役候補者とした理由] 入社以来、営業部門、経営企画部門に携わる他、当社及びグループ会社で会社経営の経験も有しております。その幅広い職務経験や知見を取締役として活かすことにより、当社の企業価値向上に資する者として適任であると考え、引続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>	134,402株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	<p>たま き たか ひさ 玉 置 崇 久 (1964年12月30日生)</p> <p>再任</p>	<p>1988年4月 当社入社 2014年10月 当社中部営業部長就任 2017年4月 当社執行役員中部営業部長就任 2019年6月 当社取締役執行役員中部営業部長就任 2020年4月 当社取締役執行役員営業副本部長就任 2023年4月 当社取締役執行役員管理本部長就任（現任）</p> <p>[取締役候補者とした理由] 入社以来、長年営業部門に携わり、近年では迅速且つ多角的な視点で経営を推進するためにデジタルトランスフォーメーション（DX）活用の責任者を務めておりました。その豊富な職務経験や知見を取締役として活かすことにより、当社の企業価値向上に資する者として適任であると考え、引続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>	8,983株
4	<p>か とう のぶ よし 加 藤 信 義 (1972年11月20日生)</p> <p>再任</p>	<p>1995年4月 当社入社 2014年10月 当社東京本社営業部長就任 2017年4月 当社執行役員東京本社営業部長就任 2019年6月 当社取締役執行役員東京本社営業部長就任 2020年4月 当社取締役執行役員営業副本部長就任 2023年4月 当社取締役執行役員営業本部長就任（現任）</p> <p>[取締役候補者とした理由] 入社以来、長年営業部門に携わり、近年では東日本・国際・開発営業部門を統括する責任者を務めておりました。その豊富な職務経験や知見を取締役として活かすことにより、当社の企業価値向上に資する者として適任であると考え、引続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>	3,106株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
5	<p style="text-align: center;">おお くま ひろ あき 大 熊 裕 明 (1956年4月6日生)</p> <p>再任   社外   独立</p>	<p>1981年4月 三井物産株式会社入社  1998年12月 Mitsui Industrial Machinery GmbH 社長  就任  2006年11月 旭テック株式会社取締役兼執行役就任  2010年7月 三井物産オートモーティブ株式会社取締役就  任  2013年4月 同社代表取締役社長就任  2016年2月 株式会社せとうちホールディングス  アビエーションカンパニープレジデント就任  2016年6月 三井物産株式会社退社  2017年1月 株式会社せとうちホールディングス執行役員  アビエーションカンパニープレジデント就任  米国QUEST AIRCRAFT COMPANY LLC取  締役就任  2017年6月 当社社外取締役就任（現任）</p> <p>〔社外取締役候補者とした理由及び期待される役割〕  国外を含め複数の会社経営に携わってきた経験を通じて得た豊富な知見を活  かして、経営陣から独立した客観的な立場から、当社の経営戦略策定等の場  面における積極的な助言や、客観性・合理性ある経営陣の業績評価に基づい  た経営陣の報酬の決定推進という役割を果たしていただいております、引き続きこ  の役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役としての選任をお願い  するものであります。</p>	19,184株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
6	<p>おかのよしこ 岡野喜子 (1964年10月20日生)</p> <p>再任 <input checked="" type="checkbox"/> 社外 <input checked="" type="checkbox"/> 独立</p>	<p>1987年 4月 三井物産株式会社入社  2008年 5月 同社CSR推進部社会貢献推進室長  2011年 6月 同社広報部編集制作室長  2016年 1月 同社九州支社業務部人事・業務室長  2018年 7月 同社中部支社副支社長  2022年 6月 当社社外取締役就任（現任）  2023年 3月 三井物産株式会社退社</p> <p>〔社外取締役候補者とした理由及び期待される役割〕  三井物産株式会社において、CSR、企業広報、人事等の分野において豊富な経験・知見を有しており、当該経験・知見を活かして、当社のガバナンス強化とダイバーシティ推進に向けて助言と監督をいただいております。同氏は、当社以外で経営に関与された経験はありませんが、引続き保有されている高い見識を当社の経営に活かしていただけることを期待し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。</p>	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 大熊裕明氏及び岡野喜子氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 当社と大熊裕明氏及び岡野喜子氏の間では、会社法第423条第1項及び当社定款に基づく賠償責任を限定する契約（金100万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額を賠償責任限度額とする）を締結しており、本議案が原案通り承認可決された場合、本契約を継続する予定であります。
4. 大熊裕明氏及び岡野喜子氏は、現在、当社の社外取締役であります。両氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって大熊裕明氏が6年、岡野喜子氏が1年となります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。
6. 各候補者の所有する当社株式の数は、当期末（2023年3月31日）現在の株式数を記載しております。また、英和役員持株会における本人持分を含めて記載しております。

(ご参考) 当社取締役会が備えるべきスキル及び各取締役が有するスキル

氏名	経営全般	営業・ マーケティング	経営管理	財務会計	人材育成	コンプライアンス・ガバナンス
阿部 健治	○	○	○	○	○	○
阿部 吉典	○	○	○	○	○	○
玉置 崇久		○	○		○	○
加藤 信義		○			○	○
大熊 裕明	○	○	○	○	○	○
岡野 喜子	○	○			○	○

### 第3号議案 監査役2名選任の件

監査役萩原典生、仲林信至の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	<p>はぎ はら のり お 萩原典生 (1961年1月18日生)</p> <p style="text-align: center;">再任</p>	<p>1983年4月 当社入社 2009年10月 監査部長就任 2018年6月 当社常勤監査役就任(現任)</p> <p>〔監査役候補者とした理由〕 入社以来、長年営業部門に携わった後、内部監査部門の責任者を務めておりました。その豊富な経験・知見を、取締役の意思決定及び業務執行状況の監査に活かし、当社の経営判断の合理性、健全性の確保への貢献が期待できるため、監査役としての選任をお願いするものであります。</p>	3,137株
2	<p>なか ばやし のぶ じ 仲林信至 (1950年11月9日生)</p> <p>再任 社外 独立</p>	<p>1977年10月 仲林塗料株式会社入社 1991年12月 同社代表取締役社長就任 1994年6月 当社社外監査役就任(現任)</p> <p>〔社外監査役候補者とした理由〕 会社代表者として経営に長年携わっておりました。その豊富な職務経験や知見を、取締役の意思決定及び業務執行状況の監査に活かし、当社の経営判断の合理性、健全性の確保への貢献が期待できるため、社外監査役としての選任をお願いするものであります。</p>	7,320株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社と萩原典生氏との間では、会社法第423条第1項及び当社定款に基づく賠償責任を限定する契約(金100万円と法令に定める最低責任限度額とのいずれか高い額を賠償責任限度額とする)を締結しており、本議案が原案通り承認可決された場合、本契約を継続する予定であります。
3. 仲林信至氏は社外監査役候補者であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
4. 仲林信至氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって29年になります。また、同氏と当社との間で会社法第423条第1項及び当社定款に基づく賠償責任を限定する契約(金100万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額を賠償責任限度額とする)を締結しており、本議案が原案通り承認可決された場合、本契約を継続する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。
6. 各候補者の所有する当社株式の数は、当期末(2023年3月31日)現在の株式数を記載しております。また、英和役員持株会における本人持分を含めて記載しております。

以上

## 株主総会会場ご案内図

会 場 大阪市西区北堀江四丁目1番7号

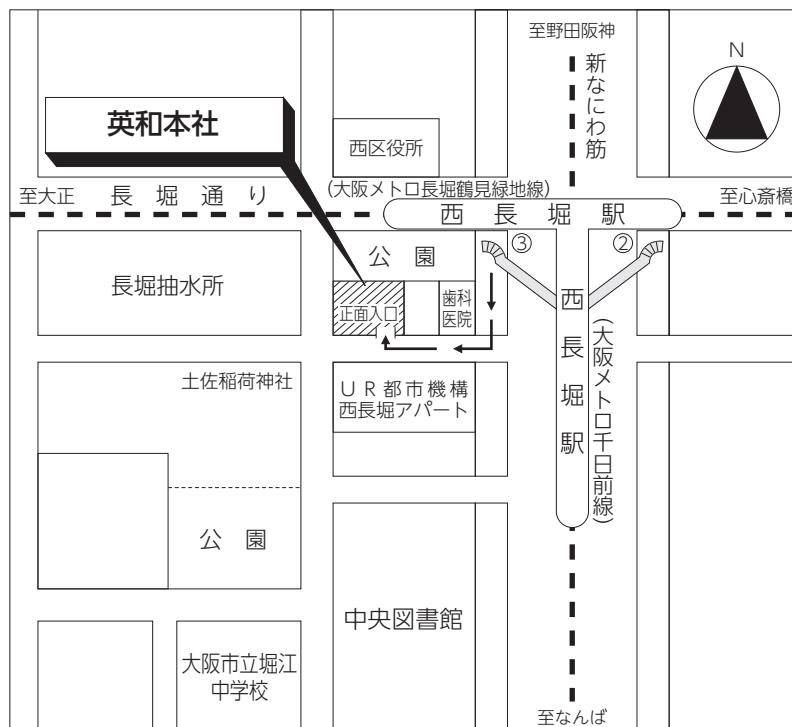
当社本社 5階 大会議室

TEL 06 (6539) 4801 (代)

交 通 ◎大阪メトロ千日前線 西長堀駅

◎大阪メトロ長堀鶴見緑地線 西長堀駅

③ 番 出 口 す ぐ



(駐車場の準備はいたしておりませんので、ご了承のほどお願い申し上げます。)

お土産の配布を取り止めさせていただきます。  
何卒ご理解くださいますようお願いいたします。